

# 相続のお話し

正しい知識で愛情の継承。



相続手続きはお早めに。

相続が開始されると  
ご遺族や知人の方々の  
大きな悲しみにも関わらず  
多くの問題が発生します。  
普段は考えもしない複雑な  
手続きが必要となります。  
そんな時、どんな事に気を  
つければよいか、本冊子を  
お役立てください。



■ <b>相続とは？</b> — 誰が、どれだけ、相続できるか？ —	1
相続の流れ	6
遺産を分ける① — 遺言は法定相続分よりも優先する —	7
自筆証書遺言の例	9

■ <b>遺留分</b> — 相続人に保障される権利 —	13
遺産を分ける② — 遺産分割協議 —	15
遺産分割協議書の例	19
相続人の間で話し合いがつかないとき	20

■ <b>負債が多いときなどは</b>	
— 相続放棄・限定承認 —	21

■ <b>相続の手続きについて</b>	
— 正しい知識で愛情の継承	
相続登記はお早めに —	23
登記申請書の例	25

■ <b>司法書士はどんな仕事をする人？</b>	
— あなたの街の法律家 —	27

■ <b>東京司法書士会のご案内</b>	31
司法書士ホットライン	32

# 相続とは？

## 誰が、どれだけ、 相続できるか？

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人の財産（不動産や預貯金などのプラス財産と借金などのマイナス財産）を継承することです。この場合、亡くなっ

た人を被相続人、財産を継承する人を相続人とよびます。誰がどれだけ相続できるかについては、民法という法律で定められています。民法で定められた相続人を「法定相続人」とよび、その相続分を「法定相続分」といいます。誰がどれだけ相続するかを決めるには、まず、法定相続人の特定と遺言の有無を確認する必要があります。

### ① 亡くなった人（被相続人）の遺言があった場合

遺言にしたがって相続します（ただし、遺留分に注意する必要があります。13ページを参照してください）。

### ② 遺言がない場合

#### ① 相続人全員で遺産分割協議をする場合

遺産分割協議にしたがって相続します。

#### ② 遺産分割協議をしない場合

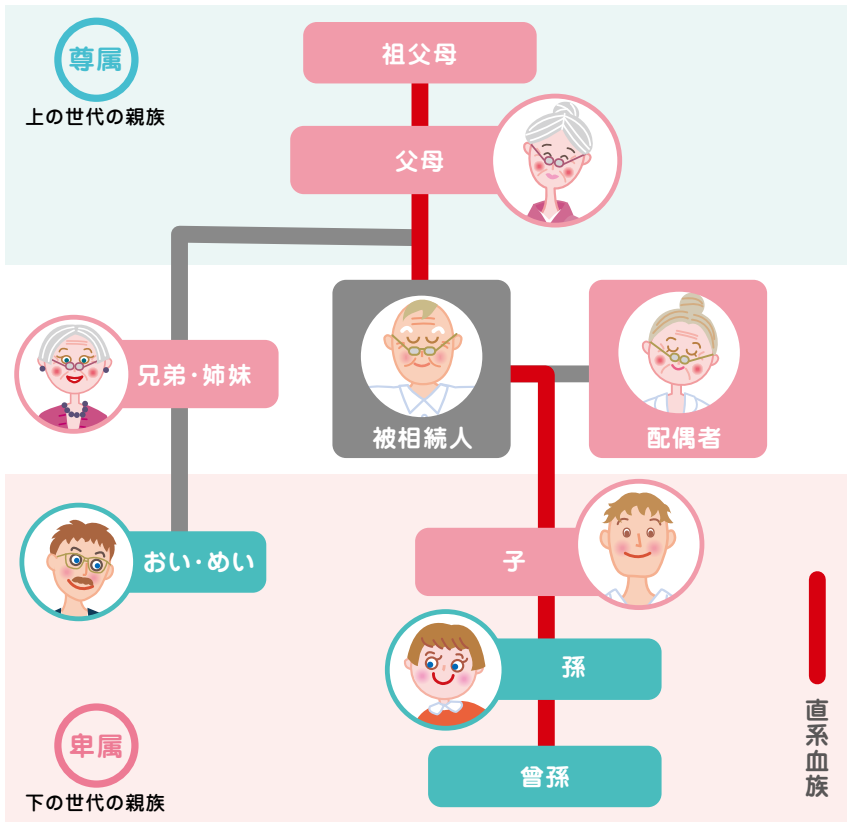
法定相続分にしたがって相続することになります。

誰が法定相続人となり、どれだけの法定相続分があるかは、次のページをご覧ください。



## 相続人の範囲

相続人 代襲相続人



	相続人	法定相続分
第一順位	配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2
第二順位	配偶者と直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属 1/3
第三順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

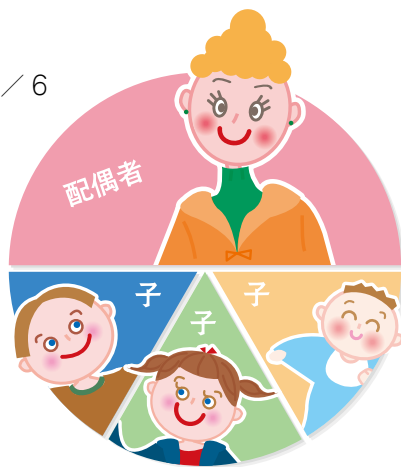
配偶者は、常に相続人となります。

## 第一順位

例 配偶者と子供が3人いる場合の各法定相続分

配偶者： $1/2$

子供： $1/2$ の $1/3$ =各 $1/6$



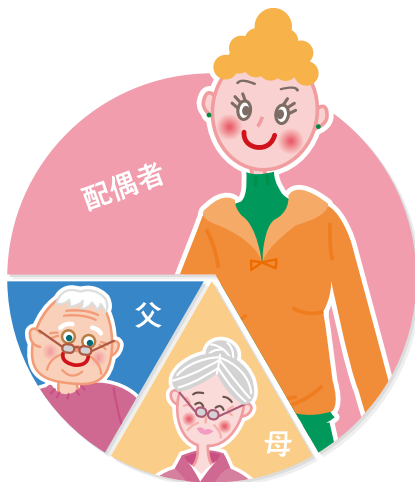
## 第二順位

例 子供はなく、父母がいる場合の各法定相続分

配偶者： $2/3$

父： $1/3$ の $1/2$ = $1/6$

母： $1/3$ の $1/2$ = $1/6$



## 第三順位

例 子供・直系尊属（例えば父母）はなく、  
兄弟姉妹がいる場合の各法定相続分

配偶者：3 / 4

兄（弟）：1 / 4 の 1 / 2 = 1 / 8

姉（妹）：1 / 4 の 1 / 2 = 1 / 8



誰が相続人になるかは、複雑な場合もあります。  
詳しいことは、司法書士にご相談ください。

## 子の相続分

子には、実子はもちろん養子も含まれます。また、婚姻していない者との間に生まれた子は、父親が認知していれば父親の相続人となります。

## 代襲相続

第一順位の場合で、被相続人より先（同時を含む）に亡くなっている子がいた場合はその子（被相続人の孫）が、その孫が亡くなっていた場合は曾孫が相続人になります（2ページを参照してください）。また、第三順位で被相続人より先に亡くなっている兄弟姉妹がいた場合は、その兄弟姉妹の子（おい・めい）が相続人となります。ただし、おい（めい）が亡くなっている場合、おい（めい）の子は代襲相続人とはなりません。

## 誰も相続人がいなかったら…

家庭裁判所に申立を行うことにより、特別縁故者（被相続人と生計を同一にしていた者や被相続人の療養看護に努めた者など、被相続人と特別の関係があった者、例えば内縁の妻など）は相続財産の分与を受けることができます。特別縁故者に財産を与えても相続財産に残りがある場合や特別縁故者がいない場合は、原則として、相続財産は国庫に帰属します。





## 相続の流れ

- 1 被相続人が亡くなる。**  
区市町村長に死亡届けを提出します（7日以内）。相続は被相続人の死亡により開始します。
- 2 遺言書の有無を確認する。**  
自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は家庭裁判所の検認が必要です（8ページを参照してください）。
- 3 相続財産を確認する。**  
リストを作成し、遺産の種類、財産評価を明らかにします。
- 4 相続人を確定する。**  
法律、もしくは遺言書にしたがって確定します。
- 5 単純承認・限定承認・相続放棄の手続。**  
財産の目録をもとに選択し手続を行います（3ヵ月以内）。
- 6 遺産分割協議書の作成。**  
遺産分割協議書を作成します（19ページを参照してください）。
- 7 遺産の分配・名義変更・相続登記を行う。**  
不動産の所有権移転登記（司法書士に依頼）、預貯金の名義変更や解約などの手続を行います。

注：相続財産が一定の基準を超える場合は、税務署への申告・納税が必要になります（10ヶ月以内）。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 遺産を分ける①

### 遺言は法定相続分よりも優先する

被相続人の遺言があった場合、相続財産の分割は、原則として、その遺言にしたがうこととなります。遺言が最優先されるということです。遺言は、被相続人が亡くなる前に、被相続人自身が行う行為です。それに対し遺産分割協議（15ページを参照してください）は、被相続人が亡くなった後に相続人全員が行う行為です。では、遺言とはどのようなものでしょうか？

#### 遺言

遺言を作成しておけば、「誰にどれだけ相続させる」というように、遺言者の意思が反映された財産の配分を行うことが可能になります。但しその際は、遺留分に注意する必要があります（13ページを参照してください）。

### 1 遺言はどうやって作ればいいのか？

遺言の作成方法については法律で定められていますが、ここでは代表的な二つの遺言について説明します。

#### ① 公正証書遺言

遺言者が公証役場で証人二人の立会のもと、公証人の前で、遺言の内容を口授し、それに基づいて公証人が遺言者の真意を文章にまとめ、遺言とするのが公正証書遺言です。公正証書遺言は、正本が遺言者に交付され、原本は公証役場に保管されますので、遺言者にとっては安心確実な遺言といえるでしょう。また、後に述べる自筆証書遺言と異なり、相続開始後の家庭裁判所の検認は不要です。また、口がきけない人、耳の聞こえない人が遺言する場合でも、特別な方法（通訳人の通訳）によって、遺言をすることができます。

## ② 自筆証書遺言（記載例 9・10 ページ）

遺言者が紙に自ら遺言の内容の全文を書き、日付、氏名を書いて押印することにより作成する遺言です。これは必ず「自筆」しなければならず、ワープロ・パソコンで作成することはできません。自筆証書遺言は、自分で書けばよいのですから費用もかからず、いつでも書くことができますが、法律的に不備な内容となる危険性があり、後に紛争となったり、無効となる場合もあります。自筆証書遺言は、遺言を発見した人が家庭裁判所に持参し、相続人全員を呼んで、その遺言書を検認する必要があります。また、訂正の方法も法律で定められていますので、書き間違いなどが生じた場合は、書き直すほうがよいでしょう。

### 公正証書遺言と自筆証書遺言の比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
形 式	不備なく行える。	方式の不備や内容が不明確になりがちで、後日のトラブルを招きやすい。
保 管	偽造・紛失がない。	偽造・隠匿されやすい。保管場所に気をつけないと、見つからないこともある。
家庭裁判所	検認不要。	検認が必要。
手 数 料	公証人に支払う。	不要。
証 人	必要。	不要。 誰にも知られず手軽に作成できる。
備 考	自宅や病院に公証人を呼ぶことも可能です。	方式不備等によって遺言が無効にならないよう、遺言を書く前は、司法書士などの専門家にご相談ください。

## 自筆証書遺言の例①（相続）

（全文自筆による）

### 遺 言 書

私は次のとおり遺言する。

1. 私の所有する下記の土地・建物を妻 山田花子 に相続させる。

①新宿区本塩町 9 番 3 宅地 100.00㎡

②同所 9 番地 3 家屋番号 9 番 3 木造スレート葺 3 階建

居宅 1 階 80.00㎡ 2 階 80.00㎡ 3 階 80.00㎡

2. 私名義の下記財産を長男 山田一郎 に相続させる。

新宿銀行 四谷支店 普通預金

口座番号 ~~213456~~ 金 100 万円

1 2 3 4 5 6

私は遺言のため、この遺言書を作り署名捺印した。

平成 18 年 4 月 1 日

新宿区本塩町 9 番地 3

遺言者 山田太郎 (印)

付記

本遺言書 9 行目中、213456 とあるを 123456 と訂正した。山田太郎

\*住所・氏名等は架空のものです。

## 自筆証書遺言の例②（遺贈及び遺言執行者の指定）

（全文自筆による）

### 遺 言 書

私は次のとおり遺言する。

1. 私の所有する下記の土地・建物を佐藤和博 に遺贈する。
  - ①新宿区本塩町9番3 宅地100.00㎡
  - ②同所9番地3 家屋番号9番3 木造スレート葺3階建  
居宅 1階80.00㎡ 2階80.00㎡ 3階80.00㎡
2. 本遺言書の遺言執行者として、下記の者を指定する。

墨田区錦糸町3丁目3番3号  
鈴木 光男

私は遺言のため、この遺言書を作り署名捺印した。

平成18年4月1日

新宿区本塩町9番地3  
遺言者 山田太郎 (印)

\*住所・氏名等は架空のものです。

## 2 いったん遺言をしたら、変更はできないのでしょうか？

そんなことはありません。気持ちが変わったり、事情が変わったりして、遺言の内容を変えたいと思うことがあるでしょう。一度書いた遺言は、いつでも取消することができますし、書き直すこともできます。

## 3 特に遺言をしておいたほうがよい場合の例

- ◆ 子供がいない夫婦。
- ◆ 法定相続人がいない。
- ◆ 事業・財産を特定の人に継がせたい。
- ◆ 内縁の夫(妻)がいる。
- ◆ 自分の死後に、遺産トラブルが起こりそう。
- ◆ 財産の全部または一部を特定の人や団体に寄付したい。

## 4 遺言でできること

遺言でできることは法律で定められていますが、そのいくつかを説明します。

### ① 相続分の指定

相続人の一部または全員の相続分を指定することができます。また、相続分の指定を第三者に委託することもできます。相続分の指定がされた場合の具体的な分割は、相続人全員による遺産分割協議が必要です。

### ② 遺産分割方法の指定

「A 土地と B 建物は妻に、C の預金は長男に」というように、具体的に、財産の分配方法を指定することができます(9ページを参照してください)。また、第三者に遺産分割方法の指定を委託することもできます。

### ③ 遺贈

遺言によって、無償で財産を与えることを遺贈といいます（10ページを参照してください）。その際、その人（相続人に限定されません）や特定の団体等に財産を与えることにした経緯や理由などを書いておくといでしょう。

### ④ 子の認知

遺言者が生存中はどうしても認知ができない場合、遺言で認知することができます。

### ⑤ 遺言執行者の指定

遺言に書かれた内容を実現するためには、多くの手続きを行う必要があります。遺言執行者を選任しなくても、遺言の内容が実行されないわけではありませんが、遺言内容の実現に必要な諸手続きを公平に実行してくれる人を選任しておくといでしょう（争いの発生を防ぎ、遺言内容をスムーズに実現するためには、司法書士や弁護士などの専門家を遺言執行者として選任することをおすすめします）。

### ⑥ 祭祀継承者の指定

遺言によって、祭祀財産を継承する者を指定することができます。祭祀財産とは、系譜（始祖代々からの家系図）  
祭具（位牌や仏壇など）  
墳墓（墓石や墓地など）  
のことを言います。



# 遺留分

## 相続人に 保障される権利

相続人のうち、配偶者・直系卑属・直系尊属には、遺言によっても侵すことのできない権利が法律によって保障されています。これが「遺留分」です。遺言を

する際には、この遺留分に注意をしてください。

### 1 遺留分の割合

- ◆ 直系尊属のみが相続人のとき：被相続人の財産の 1/3。
- ◆ その他の場合：被相続人の財産の 1/2。
- ◆ 兄弟姉妹：なし。

相続人	相続人全体の遺留分	配偶者の遺留分	配偶者以外の遺留分
配偶者と直系卑属	1/2	$1/4 = 1/2 (\text{遺留分割合}) \times 1/2 (\text{法定相続分})$	$1/4 = 1/2 (\text{遺留分割合}) \times 1/2 (\text{法定相続分})$
配偶者と直系尊属	1/2	$1/3 = 1/2 (\text{遺留分割合}) \times 2/3 (\text{法定相続分})$	$1/6 = 1/2 (\text{遺留分割合}) \times 1/3 (\text{法定相続分})$
配偶者と兄弟姉妹	1/2	1/2	なし
配偶者のみ	1/2	1/2	
直系卑属のみ	1/2		1/2
直系尊属のみ	1/3		1/3
兄弟姉妹のみ	なし		なし



## 2 遺留分減殺請求

被相続人の生前贈与や遺贈によって、13ページにあるような相続人の「遺留分」が侵害されている場合は、生前贈与や遺贈によって利益を得ている人から不足分を取り戻すことができます。これを遺留分減殺請求と呼んでいます。遺留分減殺請求権は、相続の開始および減殺すべき生前贈与または遺贈があったことを知った時から1年以内に請求しないと消滅します。また、相続開始から10年経過した場合も消滅します。



## 遺産を分ける②

### 遺産分割協議

相続人が複数いる場合は、相続人全員で話し合いをして、「この財産は誰が相続するか」を決めることとなります。この話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。また、その結果を書面にしたものを「遺産分割協議書」といいます。各種の手続きを行うためには遺産分割協議書が必要です。遺産分割協議が成立すると、その財産は相続開始（被相続人の死亡）の時にさかのぼって、各相続人の財産であったこととなります。

#### 1 相続人に未成年者がいる場合

相続人の中に、未成年者とその親権者がいるときは、遺産分割協議をすることができませんので、家庭裁判所の審判により、その未成年者に代わって協議を行う人(特別代理人)を選任してもらう必要があります。この申立は親権者が行うこととなりますが、特別代理人候補者には、親戚や姻戚の方をお願いすることとなります。

#### 2 相続人に判断能力が劣っている人がいる場合

相続人の中に、認知症、知的障害、精神障害など、精神上的の障害により判断能力を欠いている人がいる場合は、成年後見制度（30ページを参照してください）を利用する必要があります。もし、成年後見人等に選任された方も相続人であるときは、遺産分割協議をすることができません。この場合も、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。いずれにしても、このような場合は司法書士等の専門家をお願いしたほうがよいと思われます。

### 3 相続人の中に行方不明者がいる場合

相続人の中に行方不明者がいる場合は、その方のために財産を管理する人（不在者財産管理人）を家庭裁判所に選任してもらい、その財産管理人とその他の相続人との間で遺産分割協議をする必要があります。また、その方が長期にわたって行方不明で（一般的には7年以上）、かつ、その間生死不明の状態が継続している場合は、家庭裁判所に失踪宣告の申立をして、その行方不明者を死亡したものとみなすという方法も考えられます。いずれにしても、このような場合には、お近くの司法書士にご相談されることをお勧めします。



## 4 遺産分割に際して考慮される事情

相続人同士の公平を保つため「寄与分」と「特別受益」という制度が設けられています。

### ① 寄与分制度

寄与分とは、被相続人の財産の維持または増加について、特別の寄与をした相続人は、その寄与の時期、方法や程度、その他一切の事情に応じて「遺産分割の協議」または「家庭裁判所の調停・審判」で相当額の財産を取得することができるという制度です。この場合、相続人の財産から協議または調停・審判で決まった寄与分を引いて、残った財産について分割協議を行います。

### 寄与分の（例）

- ◆ 被相続人の生活の世話、療養看護をした。
- ◆ 被相続人の事業を手伝った。

これらによって、財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人に寄与分が認められます。寄与分が認められるのは、相続人に限定されていますので、長男の配偶者が事業を手伝ったり、療養看護をするなどして、特別の寄与をした場合でも長男の配偶者には寄与分は認められていません。

### ② 特別受益者

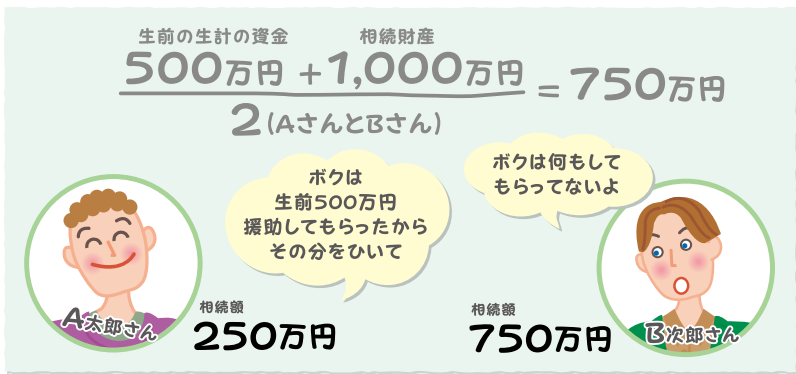
数人いる相続人のうち、被相続人から特別の財産的利益を受けた者（特別受益者）がいる場合は、その財産も被相続人の相続財産の一部とみなしたうえで、相続財産の価額を計算し直し、法定相続分を適用させていきます。この場合、特別受益者は、すでに得ている財産の価額を差し引いたものが相続分となりますので、その人の相続分が残らないこともあります。

ここでいう特別の財産的利益とは、遺贈（遺言による贈与）、贈与（婚姻または養子縁組のため、もしくは生計の資本として受けたもの）をいいます。

### 特別受益者の（例）

- ◆ 特定の子供だけが、会社の事業資金を親に出してもらった。
- ◆ 特定の子供だけが、結婚資金（持参金、持参財産、支度金など）をもらった。
- ◆ 親と世帯を別にして独立するに際し、住居とする家屋を新築してもらった。

（計算例）相続人として A さん・B さんがいたとします。  
 A さんは生前、被相続人から生計の資本として 500 万円をもらっていましたが、B さんは何ももらっていません。相続財産が 1,000 万円であるとき、1,000 万円に A さんが既にもらっている 500 万円を足したものを相続財産として分割協議をすることになります。  
 したがって、公平に分けるとすると、A さんは生前もらった 500 万円を引いた 250 万円、B さんは 750 万円が相続分ということになります。



## 遺産分割協議書の例

### 遺産分割協議書

平成19年1月31日被相続人山田太郎の死亡により開始した相続につき、相続人全員は次のとおり遺産分割の協議をした。

1. 下記不動産は山田花子が相続する

- ① 新宿区本塩町9番3 宅地 100.00㎡
- ② 同所9番地3 家屋番号9番3 木造スレート葺3階建  
居宅 1階80.00㎡ 2階80.00㎡ 3階80.00㎡

2. 下記財産は山田一郎が相続する

- ① 普通預金 新宿銀行四谷支店 口座番号 123456  
金100万円
- ② 株式 株式会社よつや 100株

上記を証するため、本書を3通作成し、それぞれ署名捺印し、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月31日

相続人 住所 新宿区本塩町9番地3  
氏名 山田花子 (実印)

相続人 住所 新宿区本塩町9番地3  
氏名 山田一郎 (実印)

相続人 住所 新宿区本塩町10番地4  
氏名 山田次郎 (実印)

\*住所・氏名等は架空のものです。

## 相続人の間で話し合いがつかないとき

### 1 家庭裁判所の調停

相続人の間で遺産分割の協議がまとまらない、相続財産の範囲に争いがあるなど、なんらかの理由で遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停の申立をします。遺産分割の調停の申立は、他の相続人を相手方として、相手方の住所地の家庭裁判所に行います。その際、被相続人の除籍謄本、相続人の戸籍謄本等が必要になります。調停は、家事審判官一人と、家事調停委員二人以上で構成される調停委員会が行います。各相続人は、調停で自分の意見を述べ、調停委員会は全員の意見を聞きながら、第三者的な立場で公平に判断し、話し合いの調整をしていきます。

調停において話し合いが成立したら、その結果は調停調書に記載されます。この調停調書は、確定判決と同様の効力を有することになります。しかし、調停で話し合いがまとまらない場合は、審判に移行します。

### 2 家庭裁判所の審判

審判とは、家庭裁判所が一切の事業を考慮して、公権的に遺産分割の方法を決めることをいいます。調停が、話し合いにより遺産分割のトラブルを解決しようとするものであるのに対し、審判は、裁判所が強制的に遺産分割の方法を決めるものです。この審判に不服があるときは、不服の申立（抗告）をして、高等裁判所で争うことも可能です。

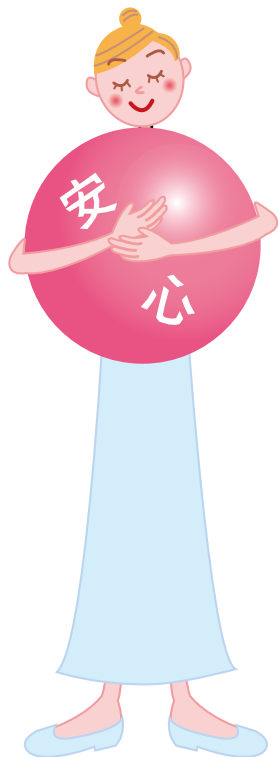
# 負債が多い ときなどは

## 相続放棄・限定承認

### ① 相続放棄

相続する財産には、不動産・預貯金などのプラス財産だけではなく、

借金などのマイナス財産も含まれます。明らかに、マイナス財産のほうが多いと分かっている場合は、相続をしたくないというのが心情でしょう。そのような場合は、自己のために相続があったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述をすることができます。相続放棄を申述した人は、最初から相続人ではなかったことになり、被相続人の借金などを背負わずにすみます。但し、第一順位の相続人(2ページを参照してください)が相続放棄をした場合は、第二順位の方が相続人となりますので注意が必要です。したがって、第二順位の相続人が被相続人の債務を継承したくない場合は、同様に相続放棄をしなければなりません。また、第二順位の方が死亡している場合において、第一順位の相続人が相続放棄をしたときや、第一順位および第二順位の方がそれぞれ相続放棄をしたときは、第三順位の方が相続人となりますので、同様に相続放棄をする必要があります。





## 2 限定承認

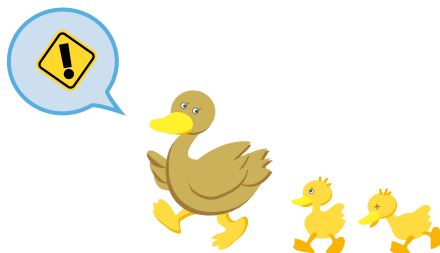
相続するプラス財産とマイナス財産のどちらが多いか分からないときは、自己のために相続があったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に限定承認の申述をすることができます。この場合、相続するプラス財産の中から相続した借金などの負債を支払えばよいこととなります。限定承認は、相続人全員が共同して行わなければなりません。



注意

相続財産を処分などすると、相続を承認したものとみなされますので、相続放棄や限定承認ができなくなります。

相続放棄・限定承認とも、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申述することになります。そのときには、被相続人の除籍謄本、相続人の戸籍謄本などが必要となります。



# 相続の手続きについて

## 正しい知識で愛情の継承 相続登記はお早めに

相続人は、被相続人のプラス財産（不動産、預貯金など）とマイナス財産（借金など）を相続することになります。

### 1 相続登記

被相続人が不動産の所有者であったとき、この不動産の名義を、遺言や遺産分割協議などで相続した相続人に移す必要があります。これが相続登記とよばれるものです。相続登記をいつまでにしなさいという法律の定めはありません。

#### 相続登記をせずに放置していると

- ◆ 何代にも渡って相続登記を放置していると、相続人の数も増え、それに伴って、トラブルや障害が発生するおそれがあります。そうになると、登記手続きはスムーズに行えず、予想以上に時間と費用がかかってしまうことになります。
- ◆ 相続登記に必要な書類の公的保存期間が短いものがありますので（5年で廃棄処分されるものがあります）、手続きが複雑となり、余計な手数料がかかります。
- ◆ 相続登記が完了しないと、相続財産を売ったり、担保に入れたりする登記をすることができず、不都合が生じます。

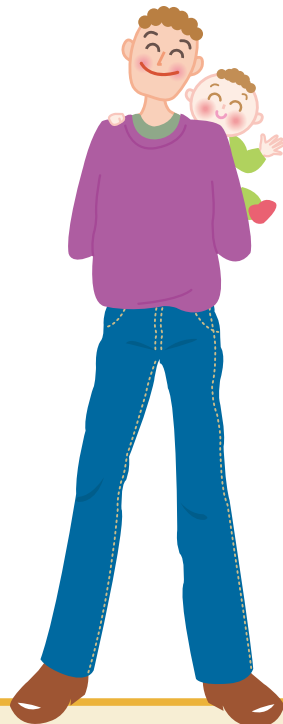
相続登記はなるべく早めに、時間にゆとりをもって、司法書士に手続を依頼することをお勧めします。なお、相続人が一定の法律効果を求める場合には、その行使期間が法定されているものがありますのでご注意ください。

- (例) ①相続の放棄・限定承認(21・22ページを参照してください)。  
②遺留分の減殺請求(14ページを参照してください)。

### 相続登記に必要な書類

相続登記には原則として、次のような書類が必要になります。

- ① 被相続人が出生当時から死亡まで在籍していた一連の戸籍(除籍・改製原戸籍・戸籍)の名簿本
- ② 被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票
- ③ 相続人全員の戸籍謄(抄)本、住民票謄(抄)本
- ④ 土地・建物の固定資産評価証明書
- ⑤ 遺言書があるときは、遺言書
- ⑥ 特別受益者がいるときは、特別受益の証明書と印鑑証明書
- ⑦ 相続放棄の申述をしたときは、家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書
- ⑧ 遺産分割協議がされたときは、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書



## 登記申請書の例

### 登記申請書

登記の目的 所有権移転  
原因 平成19年1月31日 相続  
相続人 (被相続人 山田太郎)  
新宿区本塩町9番地3  
山田花子(印)(注1)  
電話番号 03-3353-9191

添付書類 登記原因証明書 住所証明書

平成19年4月1日申請 東京法務局新宿出張所

課税価格 金9,191万9,000円(注2)  
登録免許税 金36万7,600円(注3)

#### 不動産の表示

所在地 新宿区本塩町  
9番3  
地目 宅地  
地積 100.00平方メートル  
価格 金6,161万6,161円(注4)

所在地 新宿区本塩町9番地3  
家屋番号 9番3  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺3階建  
床面積 1階80.00平方メートル  
2階80.00平方メートル  
3階80.00平方メートル  
価格 金3,030万3,030円(注5)

(注1) 相続人の印鑑を押印します。

(注2) 土地と建物の価格を合計し、千円未満を切捨てた金額を記載します。

(注3) (注2) の価格に0.4%を乗じ、百円未満を切捨てた金額を記載します。

(注4) 土地固定資産評価額をそのまま記載します。(注5) 建物固定資産評価額をそのまま記載します。

## 2 預貯金

遺言や遺産分割協議などにしたがって、預貯金も相続します。預貯金の名義変更については、各金融機関にお問い合わせください。

## 3 株式

遺言や遺産分割協議などにしたがって、株式も相続します。株式の名義変更については、証券会社などにお問い合わせください。

## 4 負債

相続人の負債は、法定相続分に応じて分割されて各相続人が相続し、責任を負うこととなります。したがって、遺産分割協議によって、法定相続分ではない相続分で負債を分割する場合には、債権者の同意を得る必要があります。但し、相続放棄や限定承認の手続きをすることによって(21・22ページを参照してください)、借金などの負担から免れることもできます。

## 5 相続税

相続税は、課せられる場合と課せられない場合があります。また、相続税の申告は、相続登記とは違い、一定の期間が決められています(10ヶ月以内)。詳しくは、お近くの税務署などにお問い合わせください。

# 司法書士は どんな仕事 をする人？

## あなたの街の法律家

私たち司法書士のおもな仕事は、「不動産や会社の登記」「裁判事務」「成年後見業務」「債務整理」などです。そのほかにも、身近な暮らしの法律上のトラブルを解決するお手伝いをしています。

### 1 土地・建物の登記（不動産登記）

不動産登記とは、皆さんの大切な財産である土地や建物の物理的な状況・権利関係に変化が生じたときに、その旨を登記簿に記載して社会に公示することで、取引の安全を守る制度です。司法書士は、このうち権利関係の登記について書類の作成や申請代理業務を行います。

#### 申請する登記の種類

登記の種類にはいくつかあり、不動産に対して生じた変化の原因に応じて申請する登記の種類が決まっています。

##### 所有権保存登記

- 建物を新築
- 新築マンションを  
購入等

##### 所有権移転登記

- 不動産を  
売買・贈与
- 不動産を相続等

##### (根) 抵当権 設定登記

- 金融機関から  
融資をうけて  
(根) 抵当権を  
設定

##### (根) 抵当権 抹消登記

- 住宅ローン等を  
完済

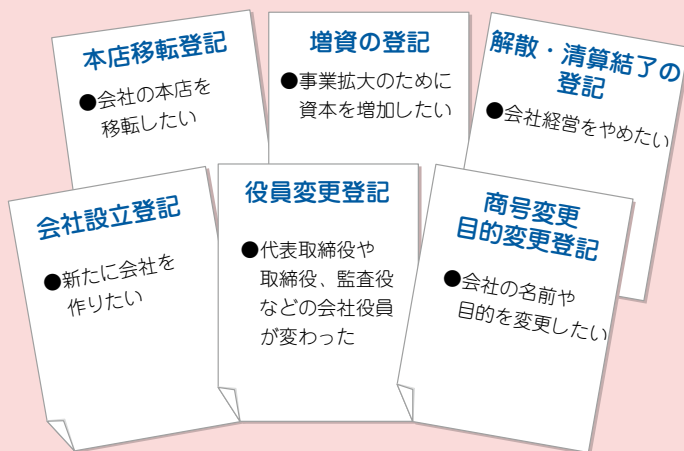
##### 登記名義人 表示変更登記

- 不動産の  
持ち主の住所・  
氏名の変更

## 2 会社の登記（商業登記）

商業登記は、株式会社などの法人について、設立（誕生）から清算（消滅）にいたるまで一定の事項を法務局で登記することにより、法人の内容を社会一般の人に公示することで、法人を巡る取引の安全を実現する制度です。司法書士は、これら商業登記手続きについて、書類の作成や申請代理業務を行います。登記の種類にはいくつかあり、法人の内容に生じた変化の原因に応じて申請する登記の種類が決められています。

### 申請する登記の種類



平成 18年 5月から新しい「会社法」が施行され、有限会社が株式会社に移行したり、最低資本金制度がなくなるなどの新制度が始まり、商業登記の手続も大きく変わりました。不動産も、会社も、登記のことは、まず司法書士にお尋ねください。

### 3 企業法務

会社は、その企業活動において様々な法律上の問題に直面しています。また、会社を取り巻く法律は、度重なる大企業の不祥事や急激な経済情勢の変化に合わせて相次いで

改正がなされており、コンプライアンス（法令順守）の重要性が高まっています。このような状況下で、会社に法務部などの部署をもたない中小企業にとって、これまで商業登記を通じ企業法務にたずさわってきた司法書士は、身近な法務アドバイザーとなっています。

司法書士は、会社法の専門家として法律改正への対応だけにとどまらず、株主や債権者などへの対応、法的な文書の整備、ストックオプションの発行、株式公開の支援、企業再編、取引上のトラブルや事業承継などの問題についてもアドバイスをすることができます。また、簡易裁判所の訴訟代理権が付与されたことにともない、会社の代理人として 140万円以下の事件の訴訟について対応をすることができます。



### 4 裁判所を利用するとき（裁判業務）

「貸したお金を返してもらえない」「売掛金を払ってもらえない」「家賃を払ってくれない」「敷金を返してくれない」…などのトラブルについて、裁判所に訴えや申立をするとき、司法書士が皆さんに代わって書類を作成し、訴訟手続きを応援します。また、請求金額が 140万円以下の事件であれば、簡易裁判所で簡易・迅速に解決することができます。司法書士は、簡易裁判所で皆さんに代わって弁論したり、和解や調停の手続きをすることができます。





## 5 借金返済で困った時（債務整理）

長引いた不況やリストラなどの影響で、住宅ローンの返済ができなかったり、消費者金融やクレジットを利用して過剰な借入を行い、多重債務の状態となる人が増えています。こうした状態から抜け出し、人生の再出発をするためには、債務整理が必要です。司法書士は任意整理・特定調停・個人民事再生・自己破産などの債務整理の方法の中から、最も適切な方法を選んで、一日も早く解決する事をお手伝いします。

## 6 成年後見

認知症のお年寄りの方や知的・精神障害のある方は、判断能力の面でハンディキャップを負っているために、通常の人と同等に契約をしたり法的手続きをしたりすることが困難です。こうした人たちの権利を守り、安心して暮らしていけるよう、法律面からサポートします。成年後見は、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つに分けられます。

**法定後見** 法定後見制度とは、現に判断能力が不十分な状態にある人に対して、家庭裁判所が成年後見人・保佐人・補助人などを選任する制度です。成年後見人・保佐人・補助人のいずれが選任されるかは、本人の判断能力の状態によって異なります。

**任意後見** 任意後見制度は、本人自身が、将来判断能力の衰えた場合に備えて、あらかじめ公正証書による任意後見契約によって後見人を選任しておく制度です。

成年後見制度は、東京司法書士会の会員で組織する社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部がお手伝いをいたします。成年後見制度についてのご質問やご相談、家庭裁判所に対する手続等について、わからないことがあれば、リーガルサポート東京支部にご相談ください。



☎ 03-3353-8191

# 東京司法 書士会の ご案内

東京司法書士会では、総合相談センター以外にも、都内約70箇所で開催の無料法律相談会を開催しています。

お近くの会場・開催日時は

**☎ 03-3353-9205**にて

お問い合わせください。

## 面談による法律相談

### 東京司法書士会総合相談センター（四谷）

ご予約・お問い合わせは

**☎ 03-3353-9205**

(平日午前9時～12時 午後1時～5時) ※ 祝祭日を除く

#### 相談日時

〒160-0003  
東京都新宿区本塩町9-3  
司法書士会館1階

- 月曜日～金曜日  
午後5時～8時
  - 土曜日  
午後1時～4時
- ※ 祝祭日を除く



- JR 四ッ谷駅四ッ谷口徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線四ッ谷駅徒歩6分
- 東京メトロ南北線四ッ谷駅出口2番徒歩4分

### 三多摩総合相談センター（立川）

ご予約・お問い合わせは

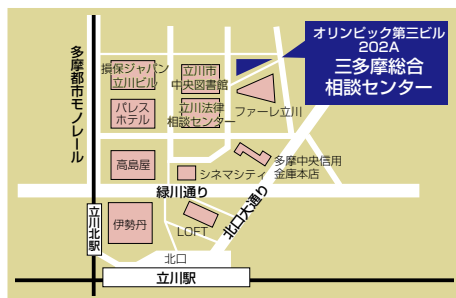
**☎ 042-548-3933**

(平日午前10時～午後4時) ※ 祝祭日を除く

#### 相談日時

〒190-0012  
東京都立川市曙町2-34-13  
オリンピック第三ビル202-A

- 水曜日 午後5時～8時  
訴訟・成年後見・登記・その他の法律相談
- 土曜日 午後1時～4時  
多重債務・訴訟・成年後見・登記・その他の法律相談



- JR 立川駅北口徒歩6分
- 多摩都市モノレール立川北駅徒歩5分

## 面談による相談内容

相続・不動産登記相談	土地建物の売買・相続・贈与による移転、 抵当権・貸借権の設定・抹消など
会社法務相談	商業登記、事業継承・企業再編など
成年後見相談	高齢者・障害者の権利擁護、相続、遺言など
訴訟に関する相談	敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、 少額訴訟、家事事件など
クレジット・サラ金相談	借金返済についての悩み、自己破産、 ヤミ金融被害など
当番司法書士相談	裁判所から訴状等の書面が届いた方をサポート するための相談

## 電話による法律相談

### 司法書士ホットライン

☎ 03-3353-2700

●月曜日～金曜日 ※ 祝祭日を除く  
午前10時～午後3時45分

☎ 042-540-0663

●水曜日・木曜日 ※ 祝祭日を除く  
午後5時～午後7時45分

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

<http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>



**かいけつサポート**  
相談センター

東京司法書士会調停センター“すてっき”では  
話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

兄弟間の遺産分割など親族間のもめごと、ご近所問題、借地・借家に関するトラブルなど、「いきなり裁判ざたにして、今後、関係がぎくしゃくするのも困るし・・・、かといって、このままにもしておけない・・・」

そんな時には、私たち調停センター“すてっき”をご利用ください。

司法書士が、話し合いを援助して、お互いが納得できる解決へのお手伝いをいたします。調停は土日祝日や夜間も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

**TEL:03-3353-8844**

平日午前9時～正午、午後1時～5時（祝祭日を除く）

法的トラブルで  
悩んでいませんか？



東京司法書士会  
<http://www.tokyokai.or.jp>

